

公 表 用

平 成 2 7 年 度

積 算 基 準 (歩 掛 ・ 単 価)

平 成 2 7 年 4 月 1 日 以 降 適 用

長 崎 県 農 林 部 農 村 整 備 課

積算基準(単価・歩掛)の公表について

1. はじめに

長崎県農林部農村整備課が発注する農業農村整備工事のうち、農村整備課の独自調査により決定したものを公表するものである。

2. 内容

1) 単価

・単価については 平成27年度積算基準(単価・歩掛)長崎県土木部 公表用による。

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kiiun/#1>

・参考資料の条件『長期割引単価区分(賃料機械):あり』は『〇〇%割引済単価を適用』と同様の意味である。

・ 建設機械賃料

長期割引率及び賃料に含まれる料金

機 種	長期割引率	燃 料 費	オペレータ料金
トラッククレーン	20%割引済	含む	含む
ホイールクレーン(ラフテレンクレーン)	"	"	"
クローラクレーン ※	無し	別途計上	"
トラクターショベル	35%割引済	"	別途計上
ロードローラ	"	"	"
タイヤローラ	"	"	"
振動ローラ	"	"	"
高所作業車	"	"	"
空気圧縮機	"	"	"
発動発電機	"	"	"
水中ポンプ	"	"	"
ミニバックホウ	"	"	"
バックホウ	"	"	"
トラック(クレーン装置付き)	"	"	"
高所作業車(トラック架装リフト)	"	"	"
ブルドーザ(普通)	"	"	"
油圧ブレーカ	"	"	"

※クローラクレーンの『4.9t吊』は『長期割引率35%割引済』『オペレータ料金:別途計上』とする。

注1) 長期割引率等の内容については積算資料及び建設物価を参考。

2) 歩掛

長崎県 農林部 農村整備課の歩掛の大半は、国が制定した歩掛をそのまま準用しており、これらの歩掛は既に国において市販公表されている。よって、本書には当課が独自に制定した歩掛及び「市販公表用図書」の一覧を掲載している。

3. その他

- 1) 本書の内容に関する質問は原則として受け付けない。
- 2) 本書は、**平成27年4月1日**以降積算を行い発注する工事から適用する。
- 3) 地質、土質調査、測量、設計業務の委託において、業務実績の登録等に要する費用は業務管理費等に含まれている。

長崎県が使用している市販公表用図書一覧

歩 掛 名	発 行	連 絡 先
平成26年度 土地改良工事積算基準(土木工事) (施設機械) (調査・測量・設計) (機械経費)	農業農村整備 総合情報センター	〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町10番16号 MY ARK日本橋ビル2階 TEL (03)5695-7170
【平成26年度土地改良工事積算基準(土木工事)、(調査・測量・設計)の諸経費について】 1) 土地改良工事積算基準(土木工事)に記載されている「別表2 現場管理費率」及び、「別表4 一般管理費率」については、平成27年4月から別紙の率を適用します。 2) 土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)に記載されている「別表-1 地質、土質調査業務 諸経費率表」及び、「別表-1 測量業務 諸経費率表」については、平成27年4月から別紙の率を適用します。		

平成26年度 土地改理事業用地調査等
請負業務事務処理要領

※要領については、農村振興局ホームページに公表されている。
 <農村振興局HPリンク先>
http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/hosyo/vc_voryo.html

平成26年度 土地改良工事積算基準(土木工事)より

別紙

別表2 現場管理費率 (平成27年4月適用分) ※基準書P.12より

(1) - a		対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの	
工種区分	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	
			a	b		
ほ	場	整備工事	<u>32.38%</u>	<u>82.5</u>	<u>-0.0627</u>	<u>22.50%</u>
農	用	地造成工事	<u>31.26%</u>	<u>53.8</u>	<u>-0.0364</u>	<u>25.30%</u>
農	路	トンネル工事	<u>24.77%</u>	<u>30.7</u>	<u>-0.0144</u>	<u>22.78%</u>
水	川	及び水路工事	<u>33.30%</u>	<u>73.3</u>	<u>-0.0529</u>	<u>24.49%</u>
水	河	川及び水路工事	<u>28.39%</u>	<u>56.3</u>	<u>-0.0459</u>	<u>21.75%</u>
管	水	排水施設工事	<u>31.71%</u>	<u>108.7</u>	<u>-0.0826</u>	<u>19.63%</u>
畑	かん	排水施設工事	<u>28.27%</u>	<u>79.1</u>	<u>-0.0690</u>	<u>18.93%</u>
コ	ン	クリート工事	<u>33.45%</u>	<u>161.1</u>	<u>-0.1054</u>	<u>18.13%</u>
そ	の	土木工事	<u>36.26%</u>	<u>181.0</u>	<u>-0.1078</u>	<u>19.39%</u>
そ	の	土木工事	<u>31.16%</u>	<u>61.6</u>	<u>-0.0457</u>	<u>23.89%</u>
そ	の	土木工事	<u>35.26%</u>	<u>100.6</u>	<u>-0.0703</u>	<u>23.44%</u>

(1)-b		対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
工種区分	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b	
海	岸	工事	<u>26.90%</u>	<u>104.0</u>	<u>-0.0858</u>
					<u>17.57%</u>

(1)-c		対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	
工種区分	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	a	b	下記の率とする。	
干	拓	工	事	<u>24.50%</u>	<u>133.8</u>	<u>-0.1077</u>	<u>13.33%</u>

(1)-d		対象金額	3億円以下	3億円を超え50億円以下	50億円を超えるもの
		適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。
工種区分			a	b	
フ	イ	ルダム工事	<u>33.08%</u>	<u>166.5</u>	<u>-0.0828</u>
コ	ン	クリート工事	<u>22.60%</u>	<u>301.3</u>	<u>-0.1327</u>
					<u>26.20%</u>
					<u>15.56%</u>

別表4 一般管理費率 (平成27年4月適用分) ※基準書P.13

前払金支出割合が40%の場合			
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率 (Y _g)	<u>20.29%</u>	<u>-4.63586</u> ・0gX ₂ <u>+51.34242</u>	<u>7.41%</u>